# 令和5年第4回長久手市議会定例会 議 案 一 覧 表

議案番号	件名	所 管
議案第61号	長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 について	市長公室
議案第62号	長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい て	福祉部

# 令和5年第4回 長久手市議会定例会 議事日程(案)

# 一般質問

順序	区分	氏 名	
1	個人	田崎あきひさ 議員	
2	個人	水野勝康議員	
3	個人	山田けんたろう 議員	12月11日(月) 5 人
4	個人	川合ともゆき 議員	0 /
5	個人	野村弘議員	
6	個人	山田かずひこ 議員	
7	個人	大島令子議員	
8	個人	冨田えいじ議員	12月12日(火) 5 人
9	個人	わたなべさつ子 議員	<i>5</i>
10	個人	にしだ亮太議員	
11	個人	伊藤真規子議員	
12	個人	ささせ順子議員	12月13日(水)
13	個人	なかじま和代議員	4 人
14	個人	おくだけんじ 議員	

# 令和5年第4回長久手市議会定例会

陳 情 文 書 表

整理番号				審	査
	所管委員会	件 名	陳情者	紶	里
受理月日 第5号 11月14日		地元自治体との連携による商工会支援体制の強化と地域商工業振興に対する施策の拡充に係る陳情書			果



長久手市議会 議長 岡 崎 つよし 様

陳情書



令和5年11月14日 愛知県商工会連合会

名古屋市中村区

長久手市商工会

長久手市

日ごろは、中小企業の指導育成並びに商工会、商工会連合会の 運営につきまして、格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上 げます。

さて、このたび県内57商工会の代表者が一堂に会して開催した「令和5年度商工会長会議」において、別添の内容について、 満場一致で決議いたしました。

つきましては、私ども商工会、青年部・女性部を含め4万1千 有余会員の総意をご賢察いただき、これらの決議事項実現のため 特段のご配慮を賜りますよう、ここに陳情申し上げます。

# 「地元自治体との連携による商工会支援体制の強化と 地域商工業振興に対する施策の拡充」

# 1 原油・原材料費の高騰等の影響を受けた事業者への支援の拡充

原油・原材料等価格の高騰及び最低賃金の引上げ、働き方改革やインボイス対応などにより、中小・小規模事業者は依然として厳しい経営状況にある。

特に、コロナ禍の経営環境が厳しい中で創設された「ゼロゼロ融資」に係る借入金の返済が本格的に始まり、多くの中小・小規模事業者においては、物価高等による仕入れ価格や賃上げに係る費用負担のための価格転嫁がままならず、経営が逼迫しており、今後、倒産や廃業が危惧されている。

このような中、ポストコロナに向け、中小・小規模事業者の雇用の維持・確保 及び成長・発展を図るには、商工会がより一層事業者に寄り添った伴走型支援を していくことが重要である。

そのため、経営基盤の脆弱な小規模事業者の事業の継続と雇用の維持・確保ができるよう事業者への助成金、給付金の創設・拡充やプレミアム商品券などの地域内消費喚起に繋がる施策の継続を要望する。

# 2 商工会事業運営に対する財政的支援の維持・拡充

商工会は、中小・小規模事業者支援のため、地区内小規模事業者への巡回訪問や窓口相談により、事業者が抱える経営課題の把握と解決に向け積極的に支援に取り組んでいる。

とりわけ、経営発達支援事業の実施及び事業継続力強化支援計画の策定については、地元行政と商工会が連携を図って取り組むことが重要である。

そのため、県の小規模事業経営支援事業費補助金の交付対象となっている商工会の人件費や事業費(事務局長設置費、記帳指導員等謝金等を含む)については、 市町村の小規模事業対策補助金として必ず交付対象になるよう配慮するなど、地元行政と商工会が一体となって取り組む地域振興対策に係る予算とあわせ、十分かつ安定的に確保され確実に執行されるよう要望する。

### 3 事業継続力強化支援事業の商工会との共同推進について

近年の記録的な大雨や大型台風の影響、また、首都直下地震や南海トラフ地震といった大規模地震の発生も想定されている中、こうした自然災害等は、規模の大小を問わず、個々の事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーンにも大きな影響を与える恐れがある。

大企業では、事前対策の取組が一定程度進んでいる一方で、小規模事業者における災害への備えの取組は一部にとどまっている状況にあり、大企業に比べて経営資源が脆弱な小規模事業者は、ひとたび被災すると経営に大きな影響を受ける可能性が高いと言われている。

これらを踏まえ、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い 復旧を支援するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営 強化法等の一部を改正する法律(中小企業強靱化法)」が令和元年7月16日に施 行された。

この中で、小規模事業者の事業継続力強化の取組を商工会が市町村と共同で支援していくこととされており、自然災害等が発生した場合の地域経済活動の早期 回復を着実に実行するため、商工会と共同で事業継続力強化支援計画を作成し、 その取組を推進できるよう配慮すること。

# 4 商工会館の改修を含む機能強化について

商工会館が老朽化し、耐震工事や建て替え、改修が必要な状況にあり、災害時の相談対応や物資提供等の拠点として十分に機能を発揮することが困難になってきている。

そのため、地域の事業者等の拠り所である商工会館が、災害時の対応のほか、 まちづくり拠点等の機能の強化が図れるよう、老朽化に伴う改修及び耐震化、浸 水防止や会館付属設備の修繕等に係る費用を補助すること。

# 5 「ゼロゼロ融資」返済に係る金融支援について

コロナ禍及び原油・原材料費の高騰や物価高等による中小・小規模事業者の資金繰り支援のため「ゼロゼロ融資」が創設され、事業の継続と雇用の維持に繋がっている。

しかしながら、その返済時期は、今後、2024年4月にかけて集中する見込 みであり、特に経営状況が逼迫している小規模事業者の事業の継続及び雇用の維 持・確保を図るためには、円滑な資金繰りに対する新たな支援策が必要である。 ついては、借入金の返済に支障をきたさないよう再度、金融機関が行う小規模 事業者向けの融資において、新たな借入に係る負担を軽減するための信用保証料 助成や利子補給など、小規模事業者の事業の継続を図るための所要の策を講じら れるよう要望する。

### 6 中小・小規模事業者の事業承継支援について

中小・小規模企業の経営者は、高齢化により大量に引退する時期が差し迫っている。また、2022年には、コロナ禍や物価高等の影響により、愛知県では約3千社が休廃業及び解散した。

経営者の高齢化やコロナ禍等の影響により事業者の休廃業が高水準で推移する中、地域産業の灯を消さずに事業を残し次世代に繋ぐためには、事業承継への取組みは喫緊の課題である。

ついては、事業承継に関する各種相談や事業承継マッチング支援、専門家派遣 等の支援に係る補助制度の創設を要望する。

### 7 創業者に対する補助制度等の創設

地方経済を活性化させるためには、当該地域における創業促進が重要であることから、初期投資に係る開業資金や家賃の補助制度、事業者が新たに人材を雇い入れ、雇用創出を実現した場合の補助制度の創設を要望する。

# 8 小規模事業者の販路開拓の支援について

小規模事業者のポストコロナを見据えた、新たな事業展開による販路開拓を積極的に支援するため、地域産品等の販売会・商談会への出展に係る経費やテストマーケティング実施に係る補助制度の創設を要望する。

# 9 中小・小規模事業者のBCPの普及促進に向けた支援

中小・小規模事業者においては、度重なる自然災害を踏まえて防災意識が非常に高まっている。

災害発生時には産業のサプライチェーンが寸断し、日本経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されるが、中小・小規模事業者の多くは未だ未策定であり、BC

P策定にあたっての十分なノウハウと財政的な余力がないことや人手不足などが 要因であるものと想定される。

ついては、中小・小規模事業者のBCP策定を促進するため、一層の啓発を図っていくとともに、機器・器具等の導入促進や耐震化を図るための補助制度の創設を要望する。

## 10 地域課題に取り組む事業者への支援の拡充

少子・高齢化や都市部への人口流出によって、過疎地域と中心市街地の格差が 一層広がる中で、キッチンカーや移動販売車を利用した販売形態や買い物弱者へ の対応など、地域課題の解決に向けて取り組む事業者を支援することが必要であ る。

ついては、地域課題の解決のために取り組む事業者の業種・業態転換に係る費用の補助制度の創設を要望する。

## 11 街路灯の老朽化問題への対応について

商工会が所有する街路灯の多くが、昭和から平成初期にかけて新設されており 老朽化が進んでいる。

また、近年の自然災害等は被害規模が大きいなど、様々な要因による街路灯の転倒や落下が心配されている。

ついては、安心・安全の観点から老朽化した街路灯の修繕・撤去に係る費用の補助制度の創設を要望する。

# 12 地域商工会独自事業への助成

長久手市商工会が地域総合振興事業として実施している「ながくて商店街事業」 及び「子ども商店街事業は、地域に密着した事業として多くの市民から期待され、 継続を願われている事業である。これらの事業を引き続き実施するために、市の 財政的支援を要望する。

また、長久手市中小企業者等支援補助金の継続と拡充を要望する。

令和5年11月14日

# 愛知県商工会連合会

会 長

# 令和5年11月14日

# 長久手市商工会

会長

副会長

副会長

# 令和5年第4回長久手市議会定例会

陳 情 文 書 表

整理番号		M 4		審	查
人び受理月日	所管委員会	件 名	陳情者	結	果
第6号11月15日		政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情	名古屋市名東区	WH.	



長久手市議会議長 殿

陳情者住所	名市	古屋市:	名東区		
電話番号	Ī				

# 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情

#### <陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘(営業)・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、今年だけで地方議会26か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されました。

各種メディアでも実態が報告されていますが、庁舎内で、特定政党の機関紙をこれほど多くの職員が購読している、又はさせられていることに驚愕しています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割、多い自治体では8割にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。これも自治体がアンケート調査を実施して初めて明らかになったことです。

具体例として、千葉県長生(ちょうせい)村議会は、令和5年6~7月、議員から職員へのハラスメントアンケート調査を実施しました。その結果、職員が受けているハラスメント行為の上位4番目に「政党機関紙の勧誘、購読の強要」があげられました。その被害数は、「食事・酒を強要される」「過剰な資料要求」等の約2倍です。さらには、そのハラスメントを、職員は「誰にも相談できなかった」というのです。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。全国自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が明らかになったことから、長久手市役所においても、政党機関紙の勧誘行為に関して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めてください。

また、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為は政治活動であり、職員が庁舎内で集金に応じ、特定政党の政治活動に協力する行為を住民が見れば、政治的中立性に疑念を持つのは当然です。「断れずに購読しているが、特定政党への援助に当たるのではないかと職務への後ろめたさを感じてしまう」との職員の苦悩も報じられています。職員は政治的中立性・公平性・公正性への疑義をもたれぬよう、私的に政党機関紙の配達・集金に応じる際は、公共施設ではなく自宅等のプライベートな場所で行うべきものではないでしょうか。

そもそも、庁舎管理規則によって、行政関係者や一般住民は問わず、「庁舎内で無許可での営業・勧誘行為は禁止」されているはずです。大多数の議員の皆様は、「明らかな営業行為」である、庁舎内における職員への政党機関紙勧誘を自粛されていると拝察しまって

す。もし未だ無許可で勧誘している一部政党・議員がおられる実態があれば、政治活動に 伴う営業行為は庁舎管理規則の「営業許可申請事項」であることを明示いただき、今後は 「無許可営業行為」を改めていただきたい旨を確認してください。

#### <陳情項目>

- ① 庁舎管理規則に定められている事項の厳守、また職員へのハラスメントが生じる懸念から、庁舎内で無許可での政党機関紙の営業・勧誘行為を禁止または自粛してください。かつ、住民の大切な個人情報を預かる執務室内に立ち入っての配達・集金が行われないように行政に求めてください。
- ② 政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、庁舎内の政治的中立性への疑義を生じさせないため、職員で私的に購読したい方はプライベートな場所(自宅等)を配達先・集金先として推奨する等、職員の努力・改善を求めてください。
- ③ 長久手市役所内においても、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当にないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。心理的圧迫を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。

## 【討議資料①】政党機関紙勧誘について職員アンケートを実施した結果事例

令和5年にアンケート調査を実施した5つの自治体 ※いずれも陳情審査に先立ち、調査を実施

## 神奈川県 南足柄市 (2023年6月)

対象:管理職員49名回答43名(回答率87.8%)

結果:同市市議会議員から勧誘され購読し、庁舎内で集金・配達に応じていると、16人(4割)が回答。市議から勧誘を受けた職員(29人)のうち、約3割(8人)が心理的圧力を感じている。

### 北海道 千歳市(2023年3月)

対象:管理職員140名回答120名(回答率85.7%)

結果:同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、66人(半数以上)が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、約7割(47人)の心理的圧力を感じている。

# 兵庫県 高砂市(2023年3月)

対象:管理職163名 回答132名(回答率81.0%)

結果:同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、32人が回答。 市議から勧誘を受けた職員のうち、5割(16人)が心理的圧力を感じている。

## 長崎県 長崎市(2023年3月)

対象:管理職261名 回答196名(回答率75.1%)

結果:同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、171人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、5割以上(94人)が心理的圧力を感じている。

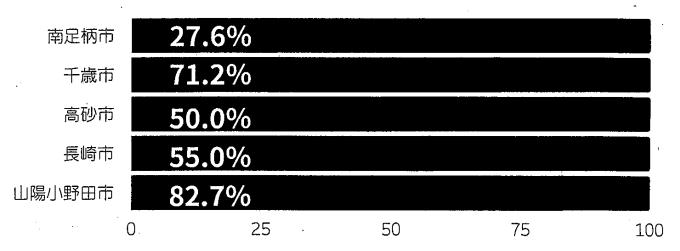
## 山口県山陽小野田市(2023年1月)

対象:管理職237名 回答146名(回答率59.1%)

結果:同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、52人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割(43人)が心理的圧力を感じている。

■ 政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力」を感じた割合



※千葉県柏市が令和5年4月、千葉県長生村が令和5年6月に「議員から職員へのハラスメントの実態調査」をそれぞれ実施したところ、「機関紙の勧誘/購読の強要」の実例が複数あげられた。全国自治体にて「実態調査とハラスメント防止を求める声」が広がりを見せていると言える。

▶本資料は各自治体の公開データ、自治体への情報公開請求、メディア報道に基づき作成。

## 政党機関紙勧誘について職員アンケートを実施した結果事例(令和5年以前)

### 千葉県 千葉市(2020年10月)

対象:管理職885名 回答745名(回答率84.2%)

結果:同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、546人(73.3%)が回答。 市議から勧誘を受けた職員のうち、約7割(377人)が購読への心理的な圧力を感じた。

### 石川県 金沢市 (2019年2月)

対象:課長補佐級以上の一般職員667名 回答537名(回答率80.5%)

結果:同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、217人(40.4%)が回答。 市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割(171人)が購読への心理的な圧力を感じた。

### 青森県 大鰐町 (2014年7月)

対象:職員141名回答47名(回答率33.3%)

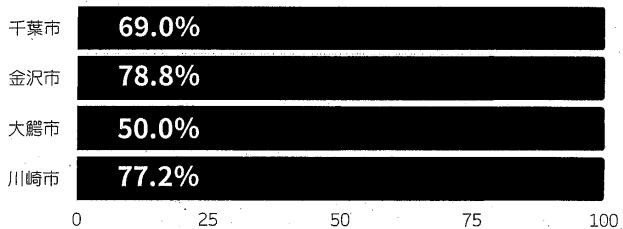
結果:同町議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、16人(34.0%)が回答。 町議から勧誘を受けた職員のうち、5割(8人)の職員が購読への心理的な圧力を感じた。

### 神奈川県川崎市(2003年3月)

対象:職員3687名 回答2903名(回答率78.7%)

結果:同市市議会議員からの購読勧誘を受けたことがあると、1154人(39.8%)が回答。 市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割(891人)の職員が購読への心理的な圧力を感じた。

■ 政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力」を感じた割合



(令和5年以前にアンケート調査を実施した自治体について)

※共産党は、川崎市の実態調査に反発し裁判を起こした。しかし、高裁では「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された。共産党の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している。川崎市以後に、実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている(次ページにアンケート例を掲載)。

▶本資料は各自治体の公開データ、自治体への情報公開請求、メディア報道に基づき作成

# 政党機関紙に関するアンケート調査の実例

# ●千歳市(北海道)

#### 政党機関紙の構造勧誘に関するアンケート調査の結果

※3万 依頼。3/15 までに同答のあったものの集計

湖直依頼件数 提長・次長・部長職 140条(市民洞院は運奮局配翼職員の外)。

回寄件数

120名(回答率 85.7%)

未回答

20名

間1 本市市議会議員から政党機関紙の顕統の勧誘を受けたことがありますか?

ある

66名(55.0%)

ない

54名 (45,0%)

間2 間1で「ある」と答えた方にお聞きします。

市議会議員から雌説の勧誘を受けたとき、環読しなければならないというような

圧力を感じたことがありますか。

ある

47条 [ 71.2%]

ない

19名(28.8%)

間3 間2で「ある」と答えた方にお観をします。

その政党機関紙を購読しましたか?

勝念した。

35名(74.5%)

購読を断った 12名 ( 25.5%)

開4 問3で「購読を断った」と答えた方にお聞きします。

「購続を断ったが、その後も引き続き購込の勧誘を受けたことがありますか?

ふる

4名(33.3%)

124.5

8名(66.9%)

間5 間2で「ある」と答えた方にお聞きします。

その時の磁位についてお聞きします。(複数回答可)

现点级

39 件

次長級

14 / 1

五段級

4件

# ●千葉市(千葉県)

#### 政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査結果

1 調査期間

令和2年10月13日(火) ~ 10月27日(火)

2 調查対象者 及び対象人数

管理職885人(令和2年10月1日時点)

3 アンケート項目

問1 これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党

機関紙の購続勧誘を受けたことがあるか

問2 購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか ※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答

4 アンケート 実施方法

任意回答、無記名で電子申請システムにより実施

5 回答者数

745人(回答率84.2%)

	これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話合む)に おいて、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか					• .
問1	ある		な	<b>ر</b> ۲		
	546人	73.3%	199人	26.7%	<i>.</i>	
	贈読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか ※ 間1で「ある」と答えた者のみ回答					
問2	感し	た	<b>感</b> じ	ない	未回	答
	377人	69.0%	159人	29.1%	10人	1.8%

### 職員2割が議員からハラスメントを経験 前議長辞職の千葉県長生 村

ा (स) अन्यत्र बहुन 🔘 🚯

朝日新聞 DIGITAL

朝日新聞令和5年9月25日付



問1

千葉県長生村議会の前議長(77)が村職員にけがをさ せるなどして議員辞職した問題を受け、村議会は職員と議 員を対象にハラスメントに関するアンケートを実施し、結 果をホームページに公表した。回答した職員の4分の1は 「村議から八ラスメントを受けた」としている。

■議会が防止条例制定へ

結果を踏まえ、村議会はハラスメント防止条例の制定に向けて原案を作成している。条 例案では、相談窓口の設置や村議を対象にした研修会の実施のほか、罰則規定を含めるこ とも検討しているという。

議会改革特別委員長の関克也村議は「思ったよりも多かった。意識改革をしてハラスメ トが起きない環境を整えていきたい」と話した。

47

18

6

5.

#### ハラスメントアンケート調査結果

役場職員用

28

20

18

実施期間 令和5年6月28日~令和5年7月7日 対象者 141名の内103名の回答

議員からハラスメントを受けたことがありますか?

ある 26 /103

問2 議員からハラスメントを受けているのを見たことがありますか?

ある 19 /103

問3/問4 どのようなハラスメント行為がありましたか(複数回答あり) パワハラ 141

> 威圧的・高圧的な発言 理不尽な要求 大声での叱責、意に沿わない対応に恫喝 機関誌の勧誘、購読の強要 横暴な態度 勤務時間外での対応(電話含む)

急な業務の変更及び延期 食事、酒席への強要 挨拶しても無視される

長時間拘束される

優越的な関係を背景とした要求 過剰な資料要求

業務上必要かつ相当な範囲を超えた要求

容姿に関すること

理不尽な罵倒

人格の否定する発言や個人を攻撃する

物を投げつけられる、殴られる、胸ぐらをつかまれる等

プライベートの話を聞かされる 同調するよう圧力をかける

労働者の就業環境を害した 配慮に欠ける発言

課長職以外の職員とは話をしようとしない

自分の過ちを訂正しない

 ·····································	e e marin la contra grégora de la contra contra contra la contra l	er war an agent
同僚	-	(
家族		
議員		;
課内等で共有した	•	;
友人	_	الد.
弁護士		

# 何もしなかった(我慢した、含えなかった) 相手にはっきり伝えた

上司がフォローしてくれた 受け流した 上司に相談した

謝った 相談した

相手にわからせようとした

上司に相談したがフォローしてくれなかった 当事者ではないため

録音機の使用

#### ハラスメントがあった際、何もしなかったのはなぜですか(複数回答あり) 31

相談しても解決しないと思ったから 業務に支障がでると思ったから 仕返しをされると思ったから 職場での立場が悪くなりそうだから

上司が我慢していたから 我慢した方がいいと思ったから 助けてくれる職員がいないから 改善の余地がないと思ったから

庁舎内に広まると思ったから 上司の判断

上司に相談したが取り合ってもらえなかった 口止めされていたから

なりそう」と答えているところに、職員の苦し があっても「相談できなかった」「我慢し <u>|「仕返しをされると思った」「職場での立場が悪</u> い本音が表れてい た」。その理由

た(「見た」は、 月に職員と議員を 

が議員による職員へ

# 【討議資料②】政党機関紙の購読に関する自治体対応の事例

庁舎管理規則によって「庁舎内で無許可での営業・勧誘行為は禁止」されているはずです。大多数の議員の皆様は、「明らかな営業行為」である、 庁舎内における職員への政党機関紙勧誘を自粛されていると拝察します。 もし今も無許可で勧誘している一部政党・議員がおられる実態があれば、 行政として、基準を示し、ルールを明確にする必要があると思われます。

政党機関紙勧誘・配達・集金に関する通達文等の事例を添付いたしました。貴自治体、貴議会における対応の比較参考にして頂ければ幸いです。

①横浜市(神奈川県)

②藤沢市(神奈川県)

③町田市 (東京都)

④中野区(東京都)

⑤狛江市(東京都)

⑥甲賀市 (滋賀県)

営業・勧誘を庁舎管理規則の禁止事項と明示

政党機関紙の配達・集金のガイドライン作成

職員に庁舎管理規則と服務規程の徹底を通知

政党機関紙の配達先を職場外で対応

陳情採択を受けて、政党機関紙は自宅直送で対応

職員のコンプライアンス行動規範を確認

# ①横浜市(神奈川県)

#### 付託外陳情の結果について(通知)

令和5年8月28日受理いたしました陳情書につきましては、議員へ配付するとともに、 関係局(区)に照会いたしました。その結果、次のとおり回答を受けましたので、これを 送付いたします。

陳情第25号(付託外) 庁舎内における政党機関紙の勧誘行為の自粛等を求める件

#### 【陳情項目①について】

横浜市庁舎では、横浜市庁舎管理規則に基づき、政党機関紙の勧誘及び販売行為など、政治的 な活動に関する行為及び営業行為を許可していません。

また、個人情報を含む情報管理の徹底等のため、執務室内は職員以外の立入りができないセキュリティとなっています。

## 【陳情項目②について】

地方公務員法が定める職員の政治的中立性について、誤解を招く行動を取ることがないよう、 引き続き周知していきます。

#### 【陳情項目③について】

横浜市庁舎では、政党機関紙の勧誘など、政治的な活動に関する行為及び営業行為を許可して いないため、実態調査を行う予定はありません。

なお、本市では、口頭(電話・面談等)により行われた不正・不当な要望等(特定要望)について記録と報告を行い、組織としての対応を徹底するとともに、要望の内容と本市の対応状況を公表する「特定要望記録・公表制度」を運用しています。

# ②藤沢市(神奈川県)

2018年4月6日.

各課等の長

副市長

市職員以外の執務室内への立入り制限等について(通達)

このことについては、個人情報の保護及び市民に誤解を与えることのないよう、次の事項について職員に周知してください。

特に政党機関紙の配布については、「執務室内での勧誘・配達・集金が行われないようにしていただきたい」という内容の陳情が、総務常任委員会で趣旨了承とされたことから、この点に留意してください。

1 市職員以外の執務室への立入りについて

市職員以外の執務室への立入りは、個人情報保護の観点等から認められていません。

市職員以外の者の執務室への立入りを認める場合には、必ず身分を確認した上で、必要最低限の対応としてください。

- 2 新聞・政党機関紙の配達先等について
  - 市職員が新聞・政党機関紙を購読する場合、配達及び集金等については執務室以外、執務時間外を指定するよう周知してください。
  - 3 その他物品の受渡し等について

市職員が個人的に購入した物品の受渡し等は、執務室以外、執務 時間外で行うよう徹底してください。(各課等の所属長が指定した場 所での昼食等の受渡しを除く)

# 藤沢市(神奈川県)

#### 市職員以外の執務室内への立入り制限等にかかるQ&A

市職員以外の執務室への立入り制限等についての通達及びQ&Aは、 本庁職場・地域職場に関わらず、全ての職場・職員が対象となります。

### 1 市職員以外の執務室への立ち入りについて

- Q 「市職員以外」の定義に、守秘義務を契約に規定した委託業者は含まれるのか。
- A 含まれない。
- Q 市職員以外の執務室への立入りに関する必要最低限の対応とはどのようなものか。
- A 公費で注文した大量の物品の執務室への搬入や、執務室内の修繕または、会議の開催など、執務室へ立入る必要がある場合に、必ず身分を確認し、パソコンの 画面や机の上の書類など、個人情報が見える状況でないことを十分確認した上で 立入りを認めること。

#### 2 新聞・政党機関紙の配達先等について

- Q 各課・各施設等の新聞(郵便)受けは利用できるのか。
- A 個人宛の新聞や通知、その他の郵便等を市の施設を利用して受け取ることは認められないため不可とする。
- Q 現在執務室に配達している新聞等については、いつまでに契約等変更の手続き をすればよいか。
- A 現在個人で契約している政党機関紙等の配達先の変更手続きは、できる限り早 急に行い、5月末日までには契約変更が終了していることが望ましい。
- Q 部長や課長等が業務上の必要性から、個人で契約した新聞については執務室等 の配達先・集金でよいか。
- A 個人で契約した新聞や政党機関紙、配達先、集金は執務時間外で執務室以外と する。また、各課・各施設等の新聞(郵便)受けの利用も不可とする。

#### 3 その他物品の受け渡し等について

- Q その他物品とは。
- A 新聞・政党機関紙を除く、図書・文房具等を言う。

# 藤沢市(神奈川県)

- Q 執務時間外とは具体的にいつのことを言うのか。
- A 就業前、昼休み、就業後(時間外勤務中は除く)及び週休日・休日を言う。 ※時差勤務や昼窓など就業時間や昼休みが通常と違う場合は、それぞれの勤務時間に合わせる。
- Q 執務室以外とは具体的にどこを指すのか。
- A 庁舎・施設内であれば執務室のカウンターやドア等の外側で、廊下やロビーに あたる場所など、職員以外も自由に行き来できる場所を言う。
- Q 本庁舎の職員エリアでの集金、受け渡し等はしてもよいか。
- A 本庁舎の職員エリア (セキュリティエリア) での集金、受け渡しは不可とする。 ※セキュリティエリア内に執務室がある課等についても、集金、受け渡しはセキュリティエリア外に出て行うこととする。
- Q 会議室での集金、受け渡し等はしてもよいか。
- A 会議室内は執務室とみなすため、集金、受け渡し等は不可とする。
- Q カウンター越しで集金、受け渡し等はしてもよいか。
  - A カウンター越しでも、職員が執務室内で物品の受け渡しや支払いを行うことと なるため、不可とする。
  - Q 執務時間内にカウンターに配達してもらい、執務時間外にそれを受け取ること は可能か。
  - A カウンターは業務を行うための什器であることから執務室内とみなし、かつ市 の施設を業務以外で個人利用することは認められないため、カウンターへの配達 も不可とする。

# ③町田市(東京都)

19町財活第357号 2019年11月5日

各部長

町田市副市長



庁舎管理規則及び服務規程の徹底について(依命通達)

地方公務員は、全体の奉仕者としての使命が課せられ、その行動には行政の 中立性と市民の信頼確保が求められる。

庁舎内での物品の販売については、庁舎管理規則第6条で禁止事項として定 めているため、庁舎内において、政党の機関紙等を購入する行為は厳に慎むこ 上。

また、職員服務規程第2条で、誠実かつ公正な職務の遂行を定めており、市 民から信頼を得られる行動が求められる。

所属職員にこの旨を周知徹底し、職場での適切な指導、監督の徹底を図られ たい。

この旨、命により通達する。

# ④中野区(東京都)

25中経人第3117号 平成26年3月24日

各部(室・局・次)長様

経営室長

職場を配達先とした政党機関紙の購読の自粛について

近年、他の自治体において、職場において政党機関紙の勧誘・配布・集金が 行われていることについて、職員の政治的中立性に疑念を生じさせる恐れがあ ると問題視される事例が起きています。

もとより、政党機関紙を購読すること自体は各人の自由であり、制限できる ものではありませんが、職場を配達先として購読することは上記のような事態 を生じかねさせないことから、中野区においては本年4月より職場における政 党機関紙の購読を自粛することとしたので、職員への周知をお願いします。

# ⑤狛江市(東京都)

#### 【庁畿記録】

1 日 時 平成30年6月26日(火)午前8時57分~午前9時10分

2 場 所 市長公室

3 出席者 市長職務代理者(副市長) 教育長 参与(兼)児童青少年部長

企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長

環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長

幹 事 政策室長

4 欠席者

5 会議結果 ※議事録の該当部分を抜粋

市長職務代理者 6月19日の総務文教常任委員会において、「狛江市の『Operation』についての陳情」の付託を受け、政党機関紙の購読についての審議が行われました。要旨は「職場における公務員の政党機関紙各紙の購読状況・勧誘実態について庁内等での実態調査を行い、問題があった場合は、調査結果の公開及び所管省庁による是正措置等の対応・指導を求める」というもので、審議の中で、庁舎内で政党機関紙を受け取り、料金の支払いをする行為は、地方公務員として政治的中立性・公平性・公正性に疑義を持たれるものではないかという議論がありました。

現在、市としては、政党機関紙の購読については、個人で契約しているものであり、狛江市役所庁舎等管理規則の第4条に規定する物品には位置付けておらず、また地方公務員法第36条に抵触するような政治的行為にも当たらないと判断してきた経緯があります。

しかしながら、政党機関紙の購読を禁止するということではありませんが、 慣習的に行われてきたとはいえ、これらの行為により職員の政治的中立に誤 解を生じさせるようであれば、庁舎内での取扱いを是正したいと考えていま す。

そこで、政党機関紙については、自宅への直接配送とし、支払いは振込みにする等、庁舎内での新聞の受取りや集金に応じないこととします。また公民館、図書館及び地域センター等の公共施設においても同様の扱いとしますので、職員への周知をお願いします。

部 長 自宅への直接配送の手続き等は、個人で行うということでよろしいですか。 市長職務代理者 そのようにお願いします。

部 長 地域センター運営協議会事務局の職員については、どのような扱いとなりますか。

市長職務代理者 地域センター運営協議会事務局の職員についても、市職員と同様の扱いと します。

# ⑥甲賀市(滋賀県)

事 務 連 絡 令和2年(2020年) 12月9日

各 部(局)長 様

総務部長

甲賀市職員コンプライアンス行動指針に掲げる行動規範を意識した 服務規律の確保について (通知)

公務の内外を問わず、職員の綱紀粛正および服務規律の確保については、庁内 情報システムの掲示板に「市民の声」を掲載するなど、機会を捉え徹底を促して いるところであります。

過日、新聞等で、「執務に関係のない勧誘や集金行為等に職員が応じることは 地方公務員法第35条の職務に専念する義務に違反しないか」という報道があ りました。

ついては、あらためて市職員は、常に市民の大変厳しい視線が市行政全般に向けられていることを意識すると共に、甲賀市職員コンプライアンス行動指針に掲げる職員の行動規範の一つである「自らを律し、疑惑のない行動をします」を遵守し、職場の内外を問わず、市民からの疑惑や不信を抱かれることのない行動をされるよう所属職員への周知と職場における指導、監督の徹底に努められるよう通知します。

担 総務部人事課 当

# 【討議資料③】令和5年3~9月議会にて、庁舎内の 政党機関紙勧誘の自粛等を求めた陳情の採択状況

■北海道 2件	■ 千歳市(3月) ■ 釧路市(9月)	■東京都 4件	■ 調布市 ■ 武蔵村山市 ■ 清瀬市	(3月) (3月) (3月)	■長野県 1件	■岡谷市(9月)
■岩手県 1件、	■ 滝沢市(6月)	· 	■ 稲城市	(3月)	■岐阜県 1件	■中津川市(3月)
■秋田県	■ 上小阿仁村(3月) ■ 北秋田市 (3月) ■ 湯沢市 (3月)	■神奈川	■ 綾瀬市 ■ 厚木市 ■ 大和市	(6月) (9月) (9月)	■愛知県 2件	■高浜市(3月) ■幸田町(3月)
5件	■ 八郎潟町 (3月) ■ 潟上市 (6月)	県9件	■ 伊勢原市 ■ 海老名市 ■ 座間市	(9月) (9月) (9月)	■兵庫県 1件	■高砂市(3月)
■山形県 1件	■寒河江市(3月)		■ 寒川町   ■ 清川村	(9月) (9月) ———		· ·
■福島県 1件	■北塩原村(3月)					

28の地方議会で「陳情採択」されたほか、「庁舎内の勧誘行為が禁止事項である」と確認した議会 「現在は勧誘行為が皆無であること」を確認した議会 「ハラスメント事例が一件でも確認された場合は禁止する」とした議会 「現在、実態調査を行っている」議会 等がある。

# 陳情討議における反対意見・賛成意見 等

# 高浜市 (愛知県)

反対意見「職員にとっては、購読するかどうかは個人の思想、良心の自由です」 賛成意見「私は元市の職員でした。議員さんからお話があり、一般質問だとかそういった関係 上、やはり取らなきゃいけないのかなというような感じはしていました。当時はとにかくある 議員さん等から相当、圧力が、係長や主査のくせに偉そうにというようなことも言われた経験 があります。今の行政の職員も(程度の違いはあれ)同じように感じていると思います」

# 幸田町 (愛知県)

賛成意見「全国的にこの問題が言われるようになってきました。幸田町でも実際に購読の実態があります。率先的に職員自体が売ってくれと言っているのか、無理やり勧誘させられているかはわかりません。ただ一部では『やはり、ない方がいい』という話を聞いています。現状を踏まえたときには、やはり庁舎内での販売等々に関しては、やはり自粛してほしいと思います。」「議員が圧力をかけたつもりはなくても、実際にかかりやすい。断りにくい。庁舎内では自粛し、よい形で機関紙の購読をしていただける体制をとってほしいと思っています」

# 南足柄市(神奈川県)

討議では、共産党議員が「4割以下の人しかとっていないわけでそれほど強制はしていない」「議員の行為を庁舎管理規則で規制するものではない。議員は非常勤特別職として庁舎内の立ち入りは自由だ。行政機関が干渉するものではない」などと主張。これに対して、「カウンターを飛び越えて(執務室に)勝手に入っていく自由は成り立たない」「心理的圧力を感じた職員のいる調査結果が出ている」などの反論が述べられ、賛成多数で採択された。

# 令和5年第4回長久手市議会定例会

陳 情 文 書 表

整理番号				審	查
	所管委員会	件 名	陳情者		
受理月日				結	果
第7号11月17日		古民家解体移築事業凍結に関する陳情書	長久手市		



#### 古民家解体移築事業凍結に関する陳情書

令和5年11月21日

長久手市議会議長 岡崎 つよし 様

陳情者 住所 長久手市 氏名

#### 1 陳情趣旨

古民家解体移築事業凍結に関する署名(署名数801筆)を長久手市長に令和5年11月16日 提出いたしました。長久手市議会におかれましてもこの署名の趣旨に沿ってご審査いただき、市 長に対して古民家を解体し古戦場に移築することを中止するよう要請していただくことをお願い いたします。

#### 2 陳情事項

古戦場公園内への古民家移築を止めるためにあらゆる手段を講じて下さい。

#### 3 陳情理由

長久手市は今後高齢社会を迎え、遠からず財政の逼迫が予想されています。一方、市が所有者に お願いをして寄附を受けた古民家を古戦場再整備計画の一部として移築することを決定しました。 これまでこの古民家の利用計画は10年間にわたり二転三転し、また多額の修繕費等も支出して おり今後の活用方法も不透明です。

議会に反対の陳情も提出されるなど市民の間でも税金の無駄遣いが指摘されています。以上の理由により、古民家事業は古戦場再整備計画と切り離して中止すべきと考えます。

#### 4 古民家解体移築の問題点

#### 4.1 解体移築の決定プロセスが不透明

今後の解体移築の総額やその後の維持管理費まで含めて億単位(私算)の投入が見込まれます。 しかし、市からは未だにその総額の見積もりが示されていません。 予算の裏付けのない事業決定などありえません。

#### 4.2 文化的な価値に疑問

この物件は明治時代に瀬戸市から移築され、さらに明治以降改築を繰り返してきた経緯があります。そのためその価値については様々異論もあり、長久手市民に文化遺産としての認知度は低く市指定文化財にすら指定できていません。

市は、国登録有形文化財登録を断念したという経過があります。

また、この古民家と古戦場とは何の関係もありません。

#### 4.3 移築後の利用計画が不明瞭

市民側からの積極的な要望や利用計画の類はほとんど聞こえない状況で、古民家を解体移築しても後々利用されることは少ないと思います。



#### 令和5年第4回長久手市議会定例会議事日程(第1号)

#### 令和5年11月30日(木)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
  - 1 意見書の処理結果について
  - 2 議案の提出について
  - 3 監査結果について
  - 4 議員派遣の結果について
  - 5 議案説明員について
- 第4 議案第51号令和5年度長久手市一般会計補正予算(第7号)から議案第62号長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまで (議案の上程、提案者の説明)
- 第5 議案第51号 (議案に対する質疑、委員会付託)
- 第6 長久手市選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙

#### 令和5年第4回長久手市議会定例会議事日程(第2号)

令和5年12月1日(金)午前10時開議

- 第1 諸般の報告に対する質疑
- 第2 議案第51号 (委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- 第3 議案第52号令和5年度長久手市一般会計補正予算(第8号)から議案 第62号まで (議案に対する質疑、委員会付託)
- 第4 議員派遣の件

## 令和5年第4回長久手市議会定例会議事日程(第3号)

## 令和5年12月11日(月)午前9時30分開議

## 第1 一般質問

(個人質問)

田崎あきひさ 議員 水 野 勝 康 議員 山田けんたろう 議員 川合ともゆき 議員 野 村 弘 議員

## 令和5年第4回長久手市議会定例会議事日程(第4号)

## 令和5年12月12日(火)午前9時30分開議

## 第1 一般質問

(個人質問)

山田かずひこ議員大島令子議員冨田えいじ議員わたなべさつ子議員にしだ亮太議員

## 令和5年第4回長久手市議会定例会議事日程(第5号)

## 令和5年12月13日(水)午前9時30分開議

## 第1 一般質問

(個人質問)

伊藤真規子 議員 ささせ順子 議員 なかじま和代 議員 おくだけんじ 議員

## 令和5年第4回長久手市議会定例会議事日程(第6号)

令和5年12月21日(木)午前10時開議

第1 議案第52号から議案第62号まで (委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)

#### 長久手市議会議長 岡崎つよし

#### 議員派遣結果報告書

令和5年第3回長久手市議会定例会において議決された議員派遣について、 下記のとおり報告します。

記

1 件名

第18回全国市議会議長会研究フォーラム

2 目的

議会の機能向上策の研究

3 派遣場所

福岡県北九州市

4 期日

令和5年10月25日(水)から10月26日(木)までの2日間

5 派遣議員

議長

- 6 概要
  - (1) 第1日目
    - 基調講演 「躍動感でワクワクする市議会に」 片山善博氏(大正大学教授兼地域構想研究所長)
    - パネルディスカッション 「統一地方選挙の検証と地方議会の課題」 コーディネーター

谷 隆徳氏(日本経済新聞編集委員)

パネリスト

勢一智子氏 (西南学院大学法学部教授)

辻 陽 氏(近畿大学法学部教授)

濵田真里氏 (Stand by Women 代表 女性議員のハラスメント相談センター共同代表)

鷹木研一郎氏 (北九州市議会議長)

- (2) 第2日目
  - 課題討議 「議員のなり手不足問題への取組報告」

#### コーディネーター

江藤俊昭氏(大正大学社会共生学部公共政策学科教授) 事例報告

辻 弘之氏 登別市議会議長 たぞえ麻友氏 一般社団法人 WOMAN SHIFT 理事 目黒区議会議員 永野慶一郎氏 枕崎市議会議長

#### 7 所感

全国市議会議長会が毎年実施している事業で、今年は47都道府県から地 方議会の議長を始め約2,400人が参加し、議員のなり手不足問題への取り 組みや、若者や女性の議会への参加などについてを聴講した。

地方自治法の一部改正により地方議会の役割及び議員の職務の明確化が図られ、これまで以上に議会の重要性が増すのに反し、統一地方選挙の状況を見ると投票率の低下や無投票当選など議会の存在感が薄れていることは否めないところがある。

多様性が担保された議会で議論が行われることが重要で、それには女性の参加、若者の参加がより推進される必要がある。そのための環境づくりに資する取り組み、議会改革、議員報酬、主権者教育、主権者意識の弱体化、ハラスメント対策、住民との対話など様々な取り組みが紹介された。

住民による自治、民主主義を機能させ、どのように地域課題に取り組んでいくかということは、とても難しい課題だと思われる。

昨今の市議会の課題、多様な議論の中で物事を決めるという議会存在意義の危機、議員のなり手不足や、女性や若者が議員になる事の難しさ、パワハラ問題など、たくさんの話を聞くことができ、それぞれの課題を改めて考える機会となった。

# 議員派遣の件

令和5年12月1日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第117条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

広報広聴協議会広聴部会行政視察

- 目的
   議会広聴に関する取組の研究
- 2 派遣場所石川県加賀市及び滋賀県彦根市
- 3 期間 令和6年1月10日(水)から1月11日(木)までの2日間
- 4 派遣議員

広報広聴協議会長 なかじま和代

広聴部会員 山田かずひこ ささせ順子 伊藤真規子 大島令子 おくだけんじ 川合ともゆき 冨田えいじ

# 予算決算委員会

議案番号 件 名

議案第51号 令和5年度長久手市一般会計補正予算(第7号)

## 総務くらし建設委員会

議案番号 件 名

議案第56号 財産の買入れについて

議案第57号 リニモテラス公益施設及び長久手中央2号公園の指定管理者の指定

について

議案第58号 尾張東部衛生組合規約の一部を変更する規約について

議案第60号 長久手市都市公園の指定管理者の指定について

議案第61号 長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

## 教育福祉委員会

議案番号 件 名

議案第55号 長久手市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第59号 市が洞保育園及び市が洞児童館の指定管理者の指定について

議案第62号 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

# 予算決算委員会

議案番号 件 名

議案第52号 令和5年度長久手市一般会計補正予算(第8号)

議案第53号 令和5年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第54号 令和5年度長久手市介護保険特別会計補正予算(第2号)

# 令和6年第1回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和6年2月21日~3月21日 30日間)

日次	月日	曜日	開催時間	摘       要
第1日	2月21日	水	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、 諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	2月22日	木	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会後 予算決算委員会
第3日	2月23日	金		休会
第4日	2月24日	土		休会
第5日	2月25日	日		休会
第6日	2月26日	月	午前9時30分	常任委員会
第7日	2月27日	火	午前9時30分	常任委員会
第8日	2月28日	水	午前9時30分	常任委員会
第9日	2月29日	木	午前9時30分	常任委員会
第10日	3月1日	金		予 備 日
第11日	3月2日	土		休会
第12日	3月3日	日		休会
第13日	3月4日	月		予 備 日
第14日	3月5日	火	午前9時30分	本会議 一般質問
第15日	3月6日	水		休会
第16日	3月7日	木	午前9時30分	本会議 一般質問
第17日	3月8日	金	午前9時30分	本会議 一般質問
第18日	3月9日	土		休会
第19日	3月10日	日		休   会
第20日	3月11日	月		予 備 日
第21日	3月12日	火		休会
第22日	3月13日	水	午前9時30分	予算決算委員会
第23日	3月14日	木		予 備 日
第24日	3月15日	金	午前10時	議会運営委員会
第25日	3月16日	土		休   会
第26日	3月17日	日		休  会
第27日	3月18日	月		休会
第28日	3月19日	火		休   会
第29日	3月20日	水		休   会
第30日	3月21日	木	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、 討論採決) 閉会

2月 6日(火) 午前10時 議会運営委員会

2月13日(火) 午前 8時30分から 2月14日(水) 正午まで

一般質問通告受付

2月14日(水) 正午 陳情書及び請願書等受付締切り

2月19日(月) 午前10時 議会運営委員会

### 長久手市条例第 号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 一部を改正する条例

(長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一 部改正)

第1条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (昭和54年長久手町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額	2 期末手当の額は、期末手当基礎額
に、100分の175を基準日以前	に、 <u>100分の165</u> を基準日以前
6か月以内の期間におけるその者	6か月以内の期間におけるその者
の在職期間の次の各号に掲げる区	の在職期間の次の各号に掲げる区
分に応じ、当該各号に定める割合を	分に応じ、当該各号に定める割合を
乗じて得た額とする。	乗じて得た額とする。
$(1) \sim (4)$ (略)	$(1) \sim (4)$ (略)
3~5 (略)	3~5 (略)

第2条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額	2 期末手当の額は、期末手当基礎額
に、 <u>100分の170</u> を基準日以前	に、 <u>100分の175</u> を基準日以前

6か月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4) \qquad (略)$ 

 $3 \sim 5$  (略)

6か月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4) \qquad (略)$ 

 $3 \sim 5$  (略)

#### 附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年 4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及 び期末手当に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。